

調書(決定)

事件の表示	平成 21 年(行ヒ)第 438 号
決定日	平成 22 年 2 月 4 日
裁判所	最高裁判所第一小法廷
当事者等	別紙当事者目録記載のとおり
原判決の表示	東京高等裁判所平成 21 年(行コ)第 111 号(平成 21 年 7 月 24 日判決)

裁判官全員一致の意見で,次のとおり決定。

第 1 主文

- 1 本件を上告審として受理しない。
- 2 申立費用は申立人の負担とする。

第 2 理由

本件申立ての理由によれば,本件は,民訴法 318 条 1 項により受理すべきものとは認められない。

平成 22 年 2 月 4 日

最高裁判所第一小法廷

当事者目録

申立人	神奈川県
同代表者	神奈川県労働委員会
同補助参加人	X1
同補助参加人	都市交通労働組合
相手方	神奈川都市交通株式会社